

福島県事業再開・帰還促進事業の運用等に係る指針に関する補足について

令和2年6月22日

福島県避難地域復興局

事業再開・帰還促進事業の運用等に係る指針については、平成28年5月30日付け28避第210号で通知しているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響下での事業の執行にあたり、補足すべき内容を取りまとめましたのでお知らせいたします。

Q1 集客効果を高めるイベント事業に変更が生じる際の手続方法について教えてほしい。

A 下記に集客効果を高めるイベント事業の変更内容に基づく手続きをまとめたので、ご確認のうえ、適切な事務処理を行うようお願いしたい。

1 中止

変更申請が必要。開催日前に変更手続が完了していることが原則。

ただし、やむを得ない事情により、直前に中止の判断となった場合や、中止の判断となった際の変更金額の算定に時間を要する場合等は、この限りではない。

2 事業内容を変更し開催する場合

変更申請が必要。開催日前に変更手続が完了している必要がある。

変更申請受理後の手続（経済産業大臣の承認等）に時間を要するため、遅くとも開催日の1か月前迄に申請いただきたい。

3 その他

事業を延期する場合で、事業内容に変更がない場合は、変更申請不要。

なお、上記1～3のいずれの場合でも、変更が決定した時点で県に一報いただきたい。

Q2 福島県事業再開・帰還促進事業の運用等に係る指針（第3版）のQ4-2「荒天等によりイベントが中止または順延した場合は」の考え方は、新型コロナウイルスの影響により、中止または順延する場合もあてはまるか。

A 該当する。

Q3 新型コロナウイルスの影響によるイベント事業の開催可否について、いつまでに判断すべきか。

A 上記Q1のとおり、変更申請は事前に手続きが完了することが原則であることを踏まえ、適切に判断されたい。なお、中止した場合の開催準備費用は交付金の対象とすることで差し支えないが、できる限りそうした費用が発生することのないよう対応願いたい。

Q4 変更承認申請について、複数のイベントをまとめて申請しても良いか。

A 上記Q1のとおり。変更申請は事前に手続きが完了することが原則であり、特に事業内容変更の場合には、遅くとも開催予定日の1か月前までに申請いただく必要がある。その点を踏まえ、適切に申請いただきたい。

Q5 承認済みのイベント事業を中止とし、新たに申請することは可能か。

A 変更申請の手続きによることが原則である（上記Q1参照）。

Q6 中止となったイベント事業について、後に開催される別のイベントを増額し、中止となったイベントの要素を加えた形で開催可能か。

A 1イベント400万円を上限に増額の変更申請も可能。変更申請受理後の手続（経済産業大臣の承認等）に時間を要するため、遅くとも開催日の1か月前迄に申請いただきたい。

Q7 新型コロナウイルスの感染防止のため、非接触型体温計や換気用扇風機（またはサーキュレーター）を購入したいが、事務的経費として見ることはできるか。

A 福島県事業再開・帰還促進事業の運用等に係る指針（第3版）のQ1-18にあるとおり、「汎用性が高い物品」にあたること、事業終了後も使用可能であると考えられることから、対象外と判断する。なお、新型コロナウイルス感染防止として、マスク、消毒液等の消耗品と考えられるものについては、事務的経費として購入可能である。